

平成21年度

電波遮へい対策事業費等補助金
(うち 受信機器購入等対策事業費補助事業)

公 募 要 領

平成21年5月

総務省 情報流通行政局

目 次

1	事業の目的・補助対象事業について	1
2	採択決定後の措置について	6
3	応募の要件及び審査の内容について	7
4	応募書類の提出及び結果通知等について	8

1 事業の目的・補助対象事業について

(1) 事業の背景・目的

地上テレビジョン放送については、2011年7月24日までに地上アナログ放送が終了し、地上デジタル放送への完全移行が予定されています。

これに際し、受信者が経済的な理由等によりデジタル化への必要最小限の対応すらできずにテレビが視聴できなくなり、災害時も含めた必要な情報をこれまで得ていたのに得られなくなることがないようにしなければなりません。

本事業は、地上デジタル放送への完全移行を推進するため、経済的困窮その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者に対して、地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備の支援を行うものです。

(2) 補助対象事業

【受信機器購入等対策事業費補助事業】(※1)

「電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱(平成17年11月25日総基移第380号。以下「交付要綱」といいます。)に基づき、次に示すすべての業務を行う事業が補助対象となります。

- ① 「NHK受信料全額免除世帯(災害被災者を除く。)」(※2)のうち地上アナログ放送を視聴している世帯に対し、
 - ・地上デジタルテレビ放送対応チューナー(以下「チューナー」といいます。)の無償給付
 - ・チューナーの給付を行う際の全世帯への訪問設置、操作説明
 - ・戸建住宅でアンテナ等の改修が必要不可欠な世帯については、室内アンテナの無償給付又はアンテナ等の無償改修
 - ・共同受信施設を利用している場合には、その改修経費のうち、支援を受ける各世帯が負担する金額に相当する額を給付
 - ・ケーブルテレビ利用の場合には、デジタル化に伴う改修経費に相当する額を給付を行うこと
- ② ①の業務を行うための相談対応に関する業務
- ③ 総合通信局、放送事業者、地方公共団体など関係機関、団体との連携に関する業務
- ④ 上記①から③の業務を行うための拠点の整備、運営に関する業務

※1 本事業につきましては、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和37年法律第179号)その他関係法令に基づく補助金交付手続を行うことにな

ります。そのため、応募者は当該交付手続に関する規程類を設けていただくこと
になります。

※2 NHK受信料全額免除世帯（災害被災者を除く。）

地上デジタルテレビ放送の受信に必要な設備の整備を行う事業であって、地上
アナログテレビ放送の受信設備を設置しており、放送法（昭和25年法律第13
2号）第32条第1項の規定による放送の受信についての日本放送協会（以下「協
会」という。）との契約（以下この条において「放送受信契約」という。）を締結
し、かつ、同条第2項の規定により協会が総務大臣の認可を受けて定めた基準に
おいて、次に掲げる者として放送受信料が免除されている受信者（当該基準におい
て、なお従前の例によることとされる放送受信契約を締結している受信者を含
む。）が行うもの及び負担するもの

- ① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助
を受けている者（昭和29年社発第382号厚生省社会局長通知により扶助を
受けている外国人を含む。）、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成
20年法律第82号）第2条第3項に規定する入所者若しくは同法第19条第
1項の援護を受けている入所者の親族又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進
及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条
第2項各号に規定する支援給付を受けている者
- ② 次に掲げる障害者を構成員とする世帯の構成員全員が市町村民税非課税の措
置を受けている場合の当該世帯の構成員
 - (a) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体
障害者手帳を所持する身体障害者
 - (b) 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第28号又は地方税法
（昭和25年法律第226号）第23条第1項第9号に規定する障害者のう
ち、児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第5
項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する
法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉セ
ンター又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者
 - (c) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項に規定する精
神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者
- ③ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業を行
う施設の入所者

(3) 事業規模

17,010百万円

※ なお、本事業につきましては、国庫債務負担行為（財政法（昭和22年法律第

34号)第15条)により平成25年度までの5年間で、平成21年度事業の経費に係る補助金を支払います。事業に必要な経費に有利子の資金を充てた場合は、年利1.5%を限度とする利子支払い額についても補助の対象とします。

(4) 補助率
定額

(5) 補助事業の期間

交付決定日から平成22年3月31日までとします。ただし、複数年(複数年度)の事業計画を有している場合は、事業の全体計画を提出していただいても構いませんが、翌年度以降の補助金交付を保証するものではありません。

(6) 補助金の交付の対象となる経費

- ・以下に具体的な経費の費目を示します。
- ・各経費の単価等については、応募者における各種規程類等その他当該単価の算定根拠を踏まえて、適正な価格を設定してください。
- ・対象経費として計上できる項目は、補助事業だけの用途に限定されます。他の事業と併用・兼用することを想定した項目・経費について、本補助事業での計上は認められません。

表1

補 助 対 象 経 費	
経費区分	内 容
(1) 助成費	表2に掲げる受信機器購入等対策事業の実施に必要な助成金の額
(2) 事務費	受信機器購入等対策事業費補助事業に附帯して必要な事務費((1)及び(2)に掲げる経費に有利子の資金が当てられた場合の利子支払い額を含む)

表2

経費区分	内 容
施設・設備費	ア 受信者が放送の受信に必要な次の設備の設置又は改良に要する経費 (ア) 地上デジタルテレビ放送対応チューナー (イ) 受信アンテナ (ウ) 有線テレビジョン放送又は有線役務利用放送の受信(変調方式変換の場合に限る。)におけるセットトップボックス(貸与の場合は設置相当経費) (エ) 増幅器

	<p>(オ) 混合器 (カ) 分波器、分配器、分岐器 (キ) 減衰器 (ク) 同軸ケーブル</p> <p>イ 無線通信又は放送の送信に必要な次の施設・設備の設置又は改良に要する経費のうち、受信者が負担するもの</p> <p>(ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信アンテナ (カ) 送受信機（予備送受信機を含む。） (キ) 伝送用専用線 (ク) ケーブル (ケ) 中継増幅装置 (コ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (サ) 警報装置 (シ) 監視装置 (ス) 制御装置 (セ) 測定器</p> <p>ウ ア及びイに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費のうち、受信者が負担するもの</p> <p>エ 上記の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）のうち、受信者が負担するもの</p> <p>オ 附帯工事費のうち、受信者が負担するもの</p> <p>カ 有線テレビジョン放送施設又は有線役務利用放送設備を利用するための契約料</p>
--	--

- ※ 各経費には、業務を外部の事業者等に委託する経費を含むものとします。
- ※ 本事業に係る事務については、処理件数として60万件程度が想定されています。処理件数に見合う1件当たりの処理単価、人件費等の積算を作成してください。

(7) 事業実施に当たっての留意事項

① NHK受信料全額免除世帯の確認について

申請者が支援対象者としての要件のうち、NHK受信料全額免除世帯であることの確認は、NHKの協力の下で行ってください。ただし、既にNHKと契約を結んでいるが、受信料全額免除を受けていない世帯からの申請及びNHKと契約を結んでおらず、新たに契約を希望する世帯からの申請のうち、支援実施法人に送付されるものについて、支援に併せてNHKの放送受信契約及び免除申請の取次を代行していただきます。そのため、NHKとの間で業務委託契約を結び、当該事務におけるNHKとの守秘義務を遵守していただく必要があります。

② 個人情報の管理について

本事業の支援対象者は生活保護受給世帯等であり、個人情報の取扱いに特段

の注意が必要なことから、個人情報の管理体制は適切に整備してください。具体的には、以下のとおりとします。

- ・ 秘密保持、安全管理のための管理体制や部内規程を整備すること。
- ・ 管理者が常に明確であり、定期的な部内チェック等を行うこと。
- ・ 支援事業に関わる（業務委託先等の）関係者向けガイドラインの策定、啓発用パンフレットの作成を行うこと。
- ・ プライバシーマーク※を取得するか、これに準ずる体制を備えること。
- ・ 保有する個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末機器及びサーバーに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合（支援事業の終了を含む。）には、当該保有個人情報の復元及び判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うこと。

※ プライバシーマーク制度は、日本工業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を認定して、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関してプライバシーマークの使用を認める制度です。詳細は、財団法人日本情報処理開発協会プライバシー事務局サイト／プライバシーマーク制度ページ (<http://privacymark.jp/>) 等をご覧ください。

③ チューナーの調達・仕様について

- ・ チューナーの調達については、補助事業者以外の者から調達することとさせていただきます。
- ・ 調達するチューナーの保証期間は3年以上とさせていただきます。
- ・ チューナーの仕様については、『『簡易なチューナー』の仕様ガイドライン（平成19年12月 社団法人デジタル放送推進協会）』に沿ったものとしてください。
- ・ チューナーの外見は、明らかに受信機器購入等対策事業によるものであることが分かるようにしてください。

④ チューナーの給付等の実施について

支援対象世帯への工事の実施に当たっては、地域の実情に応じた対応を図るため、地元業者を活用してください。

⑤ 給付後の対応について

- ・ 給付したチューナーは補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないことを、支援の条件として付

してください。

- ・支援対象者から給付したチューナーの返還希望があった場合に、対応できる体制を整えてください。

⑥ 他施策との連携について

本事業の目的が確実に遂行できるように、他の地上デジタル放送推進施策との連携は十分にとってください。

- ※ その他事業内容に関しましては、「受信機器購入等支援の実施方法に係る検討結果の最終報告（情報通信審議会 情報通信政策部会 地上デジタル放送推進に関する検討委員会 施策の実施方法に関する検討ワーキンググループ報告）」もご覧ください。

2 採択決定後の措置について

（1）公募での審査結果を踏まえた対応

今回の補助事業提案書等の審査の結果、交付要綱に基づく審査結果及び国の予算額等により、提案額又は申請額を減額して交付決定することがあります。したがって、採択決定及び交付決定した場合の金額は、提案金額と必ずしも一致しません。

なお、採択決定後は、速やかに交付申請書を提出していただき、当省内での審査の後、交付すべきものと認められたならば、交付決定を受けられ、そして事業を開始していただきます。本公募により採択決定通知された案件が、必ず補助事業として交付決定されるわけではありませんので、ご注意ください。

（2）補助金の交付

交付要綱に基づく補助事業実績報告書の提出を受け、補助金の額の確定後、平成26年度までの精算払いとなります。

なお、補助金の額の確定に当たっては、全ての支出に関して領収書等の厳格な証憑書類が必要であり、支出額、支出内容が適切かどうか、厳格な審査を行います（補助金の額の確定等に係る現地調査）。事業提案に際しては、厳格な経費処理に十分対応できることを前提とした応募をお願いします。

ただし、特に必要と認められる場合、所定の手続、承認を得たうえで、年度の途中で補助事業の進捗状況を確認し、費用（支払行為）の発生を確認したうえで、当該部分に係る補助金が支払われることもあります。

なお、自社調達及び100%子会社等から調達を行う場合には、利益排除が行われていることが必要です【参考資料参照（11頁～12頁）】。

(3) 成果の帰属

補助事業によって得られた知的所有権等の成果は、交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に帰属します。ただし、当該成果物の内容に応じて、総務省に報告していただく若しくはインターネットの利用その他の方法により、広く公表していただくとともに効率的に使用していただく場合があることについてあらかじめご了承ください。

(4) その他

- ・補助金の交付の対象となる経費は、財産の取得、労務費等の支払行為が発生する当該年度内に終了（発注から支払まで）するものに限られます。
- ・補助金の交付の対象となる経費は、採択決定日ではなく、交付要綱に基づく交付決定日以降の補助事業が開始される日からとなるため、交付決定日の以前に発生した費用（発注を含む。）は、補助対象費用とはなりません。
- ・補助事業により購入した機器・物品等については、その所有権は補助事業者に帰属しますが、同時に補助事業者には、それら取得財産の管理義務（善管注意義務）及び取り扱いに係る制約（例：補助事業目的以外での使用の禁止、所有権の移転や廃棄等に係る当省大臣の要承認等）が生じることになります。機器・物品等の購入に際しては、当該機器等の想定する使用期間等を考慮し、賃借（レンタル/リース）との経済性について十分な検討をお願いします。
- ・本補助事業の一部を外部に委託する場合には、交付要綱に基づき適正に行うとともに、当該委託に係る契約の状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するよう努めていただきます。

3 応募の要件及び審査の内容について

(1) 応募の要件

- ① 法人格を有する団体及びその連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる法人に委託して実施することを約した複数の法人をいう。）であること。
- ② 本事業を実施するだけの体制を整えていること（全国規模での実施体制、個人情報管理の管理体制、資金管理体制等）。

(2) 採択の審査事項等

① 基本的事項の審査

ア 補助事業者としての適格性

応募者が当該補助事業の実施機関として適格な団体であるか。

イ 補助事業の実施体制

応募者に本事業を実施するための人材や組織体制があるか。特に個人情報の管理体制は適切に整備されているか。

ウ 補助事業の事業計画

応募者が提示する事業計画の内容が妥当なものであるか。

エ 財政的基礎

応募者に本事業を実施するための財政的基礎があるか。

オ 補助対象経費等の審査

応募者が提示する補助対象経費等の内容が妥当なものであるか。

② 事業内容に関する審査

ア 本事業の実施において、全国で総合通信局、放送事業者、地方公共団体等関係機関、団体との連携体制が確保できるか。

イ 本事業の実施において、全国で等しく安定的、効率的に確実にできるか。

ウ 本事業の実施に当たり資金管理を確実にできるか。

エ 本事業の実施に当たり有効な提案、工夫が施されているか。

オ 本事業の実施に当たり、経費の内容が合理的かつ明確であり、経済性を十分に考慮したものとなっているか。

カ 本事業の実施に当たり、地元業者の活用を図ることとしているか。

4 応募書類の提出及び結果通知等について

(1) 受付期間

平成21年5月13日(水)～6月2日(火) 17時必着(郵送の場合は公募締切日当日の消印まで有効)

(2) 提出方法

応募される方は、提出書類に必要な添付資料(次頁参照)を添えて、正本1部、副本1部(正本をコピーしたもの)の計2部を、上記期間までに総務省情報流通行政局放送政策課まで提出してください。

(3) 提出先、問い合わせ先

応募書類の提出先とお問い合わせ先は次のとおりです。

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館11階

総務省 情報流通行政局放送政策課

電話:(代表)03-5253-5111(内線5807)、直通 03-5253-5807

(4) 提出書類について

- ① 事業実施期間は単年度であることから、応募書類に記載する金額は、平成21年度中に支出される経費を記載してください。
- ② 提出に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。提出書類の大きさはA4版、片面印刷をお願いします（両面印刷は不可。各様式の枠を広げたり狭めたりすることは、差し支えありません。）。記載はワープロ打ち、フォントは10ポイント以上とします。
- ③ 以下の「提出書類一覧」における書類について、正・副各1部を提出してください。なお、書類の中央下に通しページを必ず付けてください。
- ④ 応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行います。様式中の注意事項を参考に、適宜、具体的な数字や図表等を用いるなど、できるだけ分かりやすく記入してください。
 なお、審査期間中、必要に応じて追加説明資料を提出していただくことがあります。
- ⑤ 応募書類への記入に当たっては、各審査事項を踏まえた記述としてください。
- ⑥ 「提出書類一覧表」にある提出書類等や追加説明資料は、審査用に限定して使用します。なお、提出いただいた書類等は返却いたしませんのでご注意ください。

<提出書類一覧>

提出書類	書類名	様式
	<input type="checkbox"/> 応募書類	様式第1
	<input type="checkbox"/> 事業計画書	別紙1
	<input type="checkbox"/> 提案内容説明書	別紙2
	<input type="checkbox"/> 経費配分書	別紙3
	<input type="checkbox"/> 補助対象経費額内訳書	別紙4
	<input type="checkbox"/> 事業実施計画（スケジュール）	別紙5
添付資料	<input type="checkbox"/> 応募者の概要がわかるもの（パンフレットなど） <input type="checkbox"/> 定款又は寄付行為 <input type="checkbox"/> 出資者及び役員の一覧が記載されている書類 <input type="checkbox"/> 最新の決算報告書（1年分） <input type="checkbox"/> 個人情報保護管理体制に関する規程 <input type="checkbox"/> その他応募の要件を満たすことを証する書類	

(注) 提出書類及び添付資料は、正・副各1部を提出してください。また、連携主体にあつては、事業計画書中「1 応募者の概要」及び添付書類を構成団体すべてについて提出してください。

(5) 採択件数

採択候補が複数ある場合には、外部有識者からの意見を踏まえ、その中で最も優れた1件を採択案件として決定いたします。

(6) 採否の通知等

選定結果（採択又は不採択）の決定後、放送政策課から速やかに通知します。

※ 採択者は、補助金の交付に係る必要な手続きを所定の期間内に行っていただきます。

※ 公募申請における事業計画及び経費等は、補助金交付申請までに修正していただく場合がありますので予めご了承ください。

(7) 公募スケジュール

5月13日（水）～6月2日（火）	受付期間
6月3日（水）～	採択審査
6月～7月	採択決定（交付申請、交付決定）

【参考資料】 自社調達又は100%子会社等から調達を行う場合の利益排除

(1) 補助事業者の自社内から調達を行う場合

調達金額の多寡にかかわらず、次のとおり利益排除が行われていること。

- ① 経費の計上には、製造原価又は仕入原価を用いる。補助事業者において、原価の証拠書類等が明らかにできない場合は、製造部門の責任者名によって、製造原価証明書を作成する。
- ② カタログ商品等一般に販売している商品で、製造原価又は仕入原価を示せない正当な理由がある場合は、下記(2) 100%子会社等から調達を行う場合と同様とする。

(2) 100%子会社等から調達を行う場合

補助事業者が、100%子会社、孫会社等、又は親会社から調達を行う場合その金額は利益を排除した額で計上されていること。なお、利益排除を行う方法については①を原則とし、①が採用できない場合は②、②が採用できない場合は③を適用する。

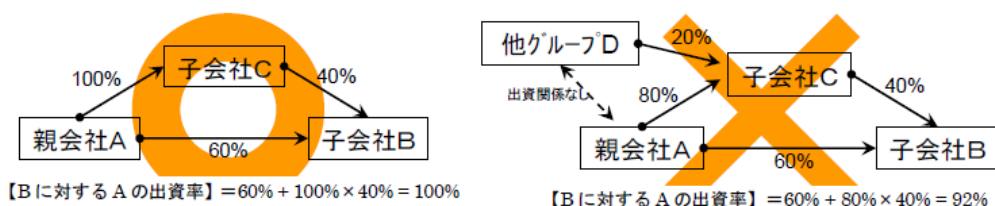
<利益排除の方法>

- ① 製造原価を証明する方法
- ② 子会社等との間で利益率または手数料等が取り決められている値を用いる方法
- ③ 直近年度の決算報告（損益計算書）における経常利益率をもって利益相当額の排除を行う方法。ただし、決算上赤字等（決算書上の利益が赤字若しくは0の場合）の場合は、利益相当分の排除の必要はない。また、経常利益率については、小数点第2位以下を切り上げた数値（XX%）とする。

※③の場合は、年度毎に（年度末中間）実績報告時点で直近の確定決算における値を使用し、当該年度中適用する。

<100%出資の考え方>

親会社Aが子会社Bに100%出資していない場合でも、親会社Aが別に出資する子会社Cを通じて、実質上100%出資している場合には、利益排除の対象とする。



(3) 留意事項

① 期間中の変更について

期間中に出資比率が変動して、新たに100%子会社等となった場合、もしくは100%子会社等ではなくなった場合、出資比率変更日以降から、計上方法を変更する。

② 一般競争入札による調達の場合

100%子会社等を含まない2者以上の応札の結果、100%子会社等が落札した場合は、利益排除は不要である。

③ 一般競争入札以外の方法による調達の場合

(i) 相見積もりをとらない場合

利益相当分を排除した額を計上するとともに、相見積もりをとらない理由を明確にし、価格の妥当性について説明が必要である。

(ii) 相見積もりをとったが、その結果よりも子会社等からの調達価格が下回る場合

100%子会社等を含まない2者以上の相見積もりを他にとった場合、100%子会社等の調達価格が他の価格を下回った場合は、利益排除は不要である。

様式第 1

平成 年 月 日

総務大臣 殿

申請者 法人の住所、氏名及び
その代表者の氏名 (※)

印

平成 2 1 年度電波遮へい対策事業費等補助金
(うち 受信機器購入等対策事業費補助事業) の応募について

平成 2 1 年度電波遮へい対策事業費等補助金 (うち 受信機器購入等対策事業費補助事業) について、下記のとおり応募します。

記

1 提案事業名

2 補助事業に要する経費 円
補助対象経費 円
補助金交付申請額 円

3 事業完了予定日

完了予定日 平成 年 月 日

※ 連携主体にあっては「連携主体 (〇〇 (法人名)、〇〇、・・・〇〇) 代表
代表者 印 」
と記載すること。

事業計画書

1 応募者の概要

企業・団体名			
所在地			
設立年月日			
代表者の役職及び氏名			
人員	人		
現在の活動内容			
直近1事業年度の決算	()年度決算 ()年()月～()年()月		
	収入の部	事業収入(物販やサービス提供の売上収入)	円
		会費収入	円
		行政等の補助金・助成金	円
		寄付金	円
		その他	円
		合計	円
	支出の部	事業費	円
		運営費	円
		その他	円
合計		円	

2 事業内容等

提案事業の名称
提案事業の概要について
提案事業の実施体制図
放送分野の事業実績

提 案 内 容 説 明 書

名 称	
申請者	
1 提案の背景	
2 事業の目的	
3 事業の実施体制等	
(1) 事業の実施体制	
(2) 事業の内容	
4 事業の実施計画	
(1) 実施項目の詳細	
(2) 事業実施計画 (スケジュールの詳細は別紙5の様式による。)	
(3) 22年度以降の計画 (計画を有する場合に記載。)	

経費配分書

(単位：千円)

補助事業の区分	経費の区分	補助事業に要する経費	備考
受信機器購入等 対策事業費補助 事業	助成費		
	事務費		
合計			

※ 事業に必要な経費に有利子の資金を充てる場合の利子支払い額は補助の対象となりますが、本様式には当該利子支払額は計上しないでください。

補助対象経費額内訳表

(単位：千円)

経費の区分	積算内訳 ※補助対象経費の内容と内訳を記載すること。	金額
助成費		
事務費		
合計		

事業実施計画（スケジュール）

拠点の立ち上げから平成21年度末までのスケジュールを、事業内容に沿って線表等で記載してください。

事業内容	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月